

草津市災害廃棄物処理計画策定について

環境経済部資源循環推進課

1. 策定目的

災害廃棄物は多種多様なごみ種が短期間に大量発生するため、市単独での処理が困難であり、対応期間も長期となる。国や県では、「災害廃棄物対策指針」や「滋賀県災害廃棄物処理計画」の策定が行われ、国県市や広域連合等の広域的な災害廃棄物処理の連携強化が進められており、災害廃棄物の処理主体である市町村に対して「災害廃棄物処理計画」の早期策定が求められている。

これらを踏まえ、本市においても、今後発生が予測される大規模地震等に備えて、国の「災害廃棄物対策指針」や「滋賀県災害廃棄物処理計画」と整合を図りながら、本市の災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための必要な事項である「基本的事項」、「平常時（発災前）の災害廃棄物対策」、「発災後の災害廃棄物対策」などを取りまとめた草津市災害廃棄物処理計画を策定するものである。

2. 策定スケジュール

実施時期	内容
平成30年6月下旬～	関係者打ち合わせ、業務開始
平成30年9月下旬	(仮称) 草津市災害廃棄物処理計画(素案)の取りまとめ
平成31年1月中旬(1ヵ月)	パブリックコメント
平成31年3月中旬	(仮称) 草津市災害廃棄物処理計画策定

※詳細な災害廃棄物処理計画策定スケジュール 別紙のとおり

3. 検討する視点（ポイント）

- ・昨年度に策定された「滋賀県災害廃棄物処理計画」や「草津市地域防災計画」、今後設置が進められるマンホールトイレの導入計画等との整合を図る。
- ・BCP（事業継続計画）として、災害廃棄物のみではなく、発災後も発生する通常の生活ごみや避難所ごみへの対応について整理する。
- ・災害廃棄物の仮置き場の選定について、関係課と協議し候補地の選定を進める。
- ・国の補助事業とするために必要な災害廃棄物処理実行計画が速やかに策定できるよう、本処理計画の中で処理困難物の処理方法など、なるべく詳細に検討する。

4. 市民参加

今回の災害廃棄物処理計画は災害時に発生する廃棄物の処理を効率的に実施するための計画であることから、市民参加条例の対象とはならない計画である（まちづく

り協働課と協議済み)。

しかしながら、先行して策定している他自治体がパブリックコメントを実施していることや、計画の周知を含めて広く市民から意見を聴取し、計画に反映させる手法としてパブリックコメントは実施するものとする。

5. 県内他自治体の策定状況

県内他自治体の災害廃棄物処理計画策定状況は次とおりとなっている。

自治体名	災害廃棄物処理計画策定時期	パブリックコメント
滋賀県	平成 29 年度末策定	実施
大津市	平成 29 年度末策定	実施
栗東市、野洲市、近江八幡市、彦根市、高島市	平成 30 年度策定予定	—

(平成 30 年 6 月現在)

6. その他

当該計画は法や指針等の改正、訓練等により得られた課題等を踏まえ、毎年度計画の内容を点検することが望ましいとされており、策定後もより実効性のあるものにするため市地域防災計画の見直し等に併せて改定するものとする。